

第1問 (1)

1 KがVにビデオ撮影は令状なく行われていると云、これが「強制の処分」(刑事訴訟法以下法知略)197条項
ただし(書)にあたるのでそれは令状主義(憲法35条、29条項)に反し違法と見る。そこで「強制の処分」の意義が
問題となる。

(1) 「強制の処分」は強制処分法定主義及び令状主義という厳格な規律の取組ものであるから、かかる厳格な
規制を破るに見合った、質的に重要な権利利益を侵害する処分に限定されるべきである。

そこで、「強制の処分」とは相手方の意思に反し、その重要な権利利益を実質的に侵害する処分とい
うと考える。

(2) ア 住居の玄関ドア付近にビデオを撮影する行為は、相手方の同意・得知に反して行われるものであり、かつ相手
相手方の黙示の意思に反する。

イ 本件のビデオ撮影により侵害される権利利益としては①同室内に入入していることについての、出入りを
している者のプライバシー、②玄関ドアが開いた際に由利のドア内部に在る住居権者のプライバシーが想定
される。一定の場所に立ち入ること自体を見れば、把握されることではないというプライバシーの要保護性は特
に高く、把握されること自体を制限するほど高いものとはいえない。また、その人物の行動全体を把握
するものではなく、一定の場所という限定的な場所への出入りを監視するものにすぎないから、権利制約の
程度は小さい。したがって、①に関しては重要な権利利益とはいえず、これを実質的に侵害するとはいえない。

②について、住居内の住居権者のプライバシーの要保護性は高く、重要な権利利益といえるものの、ドアが開
時には外から多少は内部の様子が見えるものであり、見える時間もわずかであるが実質的に侵害するもの
とはいえない。したがって、②については、重要な権利利益とはいえず、これを実質的に侵害するとはいえない。

ロ したがって、KがVにビデオ撮影は「強制の処分」にはあたらない。

2 「強制の処分」にあたりない場合であっても、捜査比例の原則から(197条1項本文)、任意処分として適法と
いえるには、必要性と被侵害利益を衡量に添えて、具体的状況の下で相当といえることとを要すると考
える。Kが行ったビデオ撮影が任意処分として適法か以下検討する。

(1) ア 本件は特殊詐欺事件であり、集団で200万円をだまし取るという悪性の高い重大事件といえる。そして、
共犯者の一人であるXの供述から甲マンションの5階505号室が詐欺電話がかかる拠点であり、同室に詐
欺グループのメンバーが頻りに出入りしているとの情報が得られていることが、同室に頻りに出入りする者が
詐欺グループのメンバーである疑いが強いといえ、そのためこのXの者の身元を割り出す目的でビデオ撮影す
る必要性は大きい。

イ 一方、確かに望遠ビデオカメラを2台設置し、1ヶ月間もの間24時間体制でビデオ撮影することは、
これが記録として固定される点で上記②の利益はある程度害されるといえる。そこで、真に被害を
たず訪問して者と頻りに訪れる詐欺グループとの疑いの強いメンバーを区別するためには、2ヶ月間体制
で一定期間撮影を継続する必要がある。望遠のビデオカメラを用いたことでも上述のとおりそれは権利
侵害の程度が多少のことはいえない。

ロ したがって、上記の衡量のもと、本件具体的状況の下では、本件ビデオ撮影は上記具体的状況の下で
相当といえる。

(2) よって、Kが行ったビデオ撮影物は任意処分として適法である。

第2問 (1)

1 Kが行った会話録音の適法性について、上記と同意様の基準で「強制の処分」にあたるか、あつたら
ば任意処分として適法か検討する。

2 (1) ア 会話の内容を同意なく録音することは相手方の意思に反するといえる。

イ 一方、外対面ライティングの会話とは異なり、近隣住居の耳に届くものであるか
ら、そのプライバシーの要保護性は高くはない。また、本件会話録音のために、音を拡散する等の方法で
通常であれば聞えない会話を録音するといふものではなく、17上の階のライティングから通常聞えない声
を録音することは、このような録音をいふというプライバシーの利益が重要とはいえない以上、重要な権
利利益を実質的に侵害するものとはいえない。

う。よって、強制的処分の必要はない。

2) 任意処分を以て適法の問題としない

ア A, B, Cは上記Xの供述や505号文にA, B, Cの3名が関与しているという事実が、A, B, Cが本件類似の特殊な下知事件という重大事件に關与している疑いがあるから、この3名がインタビューでの談笑中、事件に關する発言、会話をする可能性があり、それによって証拠化が必要性は高い。

1) したがって、会話録音する必要性はない。

イ 一方、A, B, Cの会話は外付のインタビューでなく、その場での談笑であり、その場での談笑は録音の必要性は低いといえるが、本件に關する会話を中心に1は20日間一限して録音したのが、その態様を相当であり、被侵害者利益も大きいとはいえない。

ウ したがって、被侵害者利益の観点から、上記具体的な状況の下で録音は相当といえる。

2) よって、Kのインタビューの会話録音は任意処分として適法である。

第2問

1) 本件捜査報告書が伝聞証拠(320条根)にあり、証拠能力が否定されるか。

(1) 伝聞証拠の趣旨は、~~他人の~~他人の供述の知覚、記憶、表現、叙述の過程で誤りが入り込ませるため、及び時間等によりその内容の真実性を十分把握し得ない点にある。

よって、伝聞証拠とは、公判廷外の供述の内容と異なる供述証拠の点、要証事実の關係に内容の真実性が問題となるものとして考えらる。

2) 本件捜査報告書の要証事実は、XがYの証言の共謀及びVに對して電話でかけた事実を争っていることから、かかる事実の存在を推認させる「犯行当日に交わされたX・Y間のメッセージの内容」である。

上記要証事実を立証するためには、添付した写真、会話するX・Yのメッセージの内容の真実性は問題となる。また「X・Y間の共謀共謀を推認させる謀議行為の一部であり、XがVにYとYに電話した内容が完全な信じている」としてX・Yのメッセージを送ったと自覚してVに對して電話した事実があるから、内容の真実性は問題とならないから伝聞証拠と見なす。

一方、Xが「VはYとYに電話した内容が完全な信じている」としてX・Yのメッセージは、内容が真実であるからYに對して電話でかけた事実を立証するから、内容の真実性は問題となる。

なお、写真は機械的押印を経て作成された写真記録は非供述証拠であるが、伝聞証拠であるものを撮影した写真は、その供述に内容とする供述証拠と同視してあり、上記写真はX・Y間のメッセージの内容とする供述証拠と同一と見なす。

また、Kの録音説明部分も公判廷外の供述であり、上記要証事実の關係に内容の真実性が問題となる。

3) したがって、Xの27目のメッセージとKの録音説明部分は伝聞証拠にあたる。

2) よって、Xの27目のメッセージ、X、Kは公判廷外者以外の供述者であるから、321条1項2号の伝聞例外規定の適用は認められない。

3) よって、YのメッセージとXの17目のメッセージの部分は取調べたこととなる。